

放課後児童対策に係るQ&A

【平成31年3月29日現在】

No	該当項目	質 問	回 答
1	放課後居場所緊急対策事業	当該事業は、放課後児童健全育成事業の要件を満たさなくてもよいのか。	本事業は、放課後児童健全育成事業とは異なる事業であるため、運営にあたって「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を満たすことは要しない。運営にあたっては、放課後居場所緊急対策事業の実施要綱に基づくものとする。
2		対象事業の制限として、「放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村(又は生じる見込みのある市町村)」とあるが、待機児童数の基準日はいつになるのか。	事業を開始する月の初日を基準日とする。4月から実施するのであれば4月1日、5月からであれば5月1日である。
3		年度途中で待機児童が10人未満となった場合、補助対象外となるのか。	一時的に、待機児童が8～9人になったとしても、その後の状況によって10人以上の待機児童が見込まれる場合は対象となる。
4		実施要綱9対象事業の制限(1)にある「放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じる見込みのある市町村」とはどのような場合を想定しているか。	例年の傾向やニーズ調査の結果など、客観的な根拠をもって10人以上待機児童が発生すると予見される状態等が考えられる。原則として、待機児童が10人以上生じている市町村を対象とする事業であり、見込みによる当該事業の実施については、相応の根拠を備える必要がある。
5		主として4年生以上の児童が対象とされているが、3年生以下の児童が利用することはできないのか。	「主として」であり、自治体の判断で3年生以下を受け入れても差し支えなく、3年生以下の児童がいたとしても補助基準額に影響するものではない。なお、事業の実施にあたっては、安全に配慮した運営をしていただくことが前提となるので、ご留意いただきたい。
6		現状、県においてH31当初に予算確保ができていないが、県が市町村に補助ができない場合でも、市町村で実施が可能であるか。	市町村が3分の2を負担するのであれば、都道府県が負担しなくとも実施は可能である。
7	小規模多機能・放課後児童支援事業	放課後児童健全育成事業者として市町村に届出をしているが、児童数が10人未満であるために国庫補助を受けていないクラブについて、本事業の対象となるか。	放課後児童健全育成事業の実施要綱上、児童数が10人未満の支援の単位も厚生労働大臣が認める場合は交付対象となるため、そちらをご活用いただきたい。
8	小規模多機能・放課後児童支援事業	当該事業は、放課後児童健全育成事業の要件を満たさなくてもよいのか。	本事業は、放課後健全育成事業とは異なる事業であるため、運営にあたって放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を満たすことは要しない。運営にあたっては、小規模多機能・放課後児童支援事業実施要綱に基づくものとする。
9		本事業において、職員の兼任は許されるか。また、常時の見守りを要するものか。	専門スタッフの配置要件は、 ・実施要綱3(1)については、預かり事業として少なくとも1人以上 ・実施要綱3(2)については、預かり事業及び独自事業を合わせて2人以上としており、それぞれ専任で、常時見守り等の対応をすることとなる。
10		実施要綱3事業内容等(1)に、「一体的に実施する事業・施設に、人員配置などの最低基準がある場合には、それぞれの事業・施設の設備運営基準を満たした上で、人員配置などの最低基準を超えた体制により、預かり事業に協力できる場合であって、」とあるが、例えば地域子育て支援拠点事業(一般型)を実施している施設内で、地域子育て支援拠点に従事する専任職員を2人(最低基準)、預かり事業に従事する職員を1人配置して事業を実施している場合は対象にならないのか。	実施要綱に記載のとおり、最低基準を超えた体制を要する。例示の場合は最低基準どおりの体制となっており、対象とならない。